



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40
大樹生命福岡祇園ビル3階
TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

再確認！インボイス制度スタート！！請求書や領収書のルールと書き方

いよいよ10月からインボイス制度が始まります。登録番号を取得した方は、請求書や領収書の準備はできていますか？必要な記載事項を今一度、確認しておきましょう。

「適格請求書」

請求書 △△商事株式会社
登録番号 T0123456...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

- ① 発行事業者の氏名(名称)・登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率対象品目はその旨)
- ④ 税率ごとの合計の対価の額と適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 交付を受ける事業者名(名称)

以前のままの請求書・領収書を利用していると、インボイスの登録番号の記載漏れや、消費税率・消費税額が区分されていないままになっている恐れがありますので、ご自分の請求書等の見直しをお願いします。

「適格簡易請求書」

スーパー○○

XX年11月30日 登録番号 T123456

領収書

ヨーグルト*	1	Y108
カップラーメン*	1	Y216
ビール	1	Y550
合計		Y874
8%対象		Y324
10%対象		Y550
お振り		Y1,000
お釣		Y126

* 軽減税率対象

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載し、両方を記載することも可能

また、会員の皆さまの中には飲食店やタクシーなど、不特定多数の方に領収書を発行する事業者の方もいます。そういった事業者の方は、適格簡易請求書という形で領収書等を発行することが可能です。適格簡易請求書に必要な記載事項は以下のとおりです。

<適格請求書を発行できる事業者>

小売業・飲食店業・写真業・旅行業・タクシー業・駐車場業・その他これらの事業に準ずる事業で不特定多数かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業

- ① ~③までは適格請求書と同様
- ④ 税率ごとの合計の対価の額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

インボイスを機に課税事業者になった方を含め、消費税課税事業者の方は取引先から受け取った請求書や領収書にインボイス番号等の記載があるか?を確認して、帳簿を記帳していく必要があります。記帳に不安のある方はご予約のうえご来会ください。

減価償却

事業用資産を購入(または売却)の際はお知らせください!

毎年、この時期の会報には「減価償却資産の異動に関するアンケート」を同封しています。

令和5年中に減価償却資産に変動があった方は、別紙の「令和5年分減価償却資産 異動アンケート」を10月27日(金)までに、FAX・郵送またはQRコードにてご回答ください。ご協力、よろしくお願いいたします。

なお、すでに当会までご連絡いただいている方は、改めてご報告いただく必要はありません。

消費税の届出書の提出はお済みですか？

消費税の申告には各種届出書が必要です(令和6年分消費税課税事業者のために)

消費税の免税事業者の方であっても、消費税が還付される場合があります。来年以降、事業用償却資産等の資産(建物等)の取得を予定されている事業者の方は必ず事務局までご相談ください。届出がない場合には、消費税の還付が受けられなくなります。(課税事業者になるための届出提出期限は令和5年12月31日です。)(注2)

なお、令和4年分課税売上高が1,000万円を超える事業者の方、または令和5年1月1日から6月30日まで(特定期間)の課税売上高と支払給与総額のいずれもが1,000万円を超えている方は、令和6年分は消費税の課税事業者となります。

※この表は個人事業者のみに適用します。

届出が必要な場合	届出書名	提出期限等
基準期間における課税売上高(令和4年分)が1,000万円超となったとき、または特定期間における課税売上高及び支払給与総額のいずれもが1,000万円超となったとき	消費税課税事業者届出書	事由が生じた場合、速やかに提出する
簡易課税制度を選択しようとするとき(注1)	消費税簡易課税制度選択届出書	令和5年12月31日 (適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで)
免税事業者が課税事業者になることを選択しようとするとき(来年以降、償却資産等の資産の取得を予定されている事業者は要検討)(注2)	消費税課税事業者選択届出書	令和5年12月31日 (選択しようとする課税期間の初日の前日まで)

(注1) 令和4年分の課税売上高が5,000万円以下の事業者に限ります。

※一定の条件に該当する場合は、3年間は簡易課税制度を選択できません。

(注2) いったん課税事業者選択届出書を提出すると、事業を廃止する時を除き、2年間は免税事業者に戻ることはできません。

※一定の条件に該当する場合は、2年間ではなく3年間は免税事業者に戻ることはできません。



法律相談日のお知らせ

弁護士の橘先生による無料相談

10月20日(金) 15時～17時

事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか？

ご希望の方は上記の日程をご確認の上、事前に事務局までご予約ください。

税務相談日のお知らせ

税理士による無料相談
ご相談の際は、ご予約をお願い致します。

10月2日(月)・19日(木)・11月6日(月)

10時～12時 / 13時～16時

※所得税・消費税・相続税・贈与税 など…

予約制となりますので、事前に事務局までお問合せください。

今月の行事予定	行事予定日	行事内容
	10月2日(月)・19日(木)・11月6日(月)	税務相談日
	10月16日(月)～17(火)	青色申告会北部九州ブロック大会(長崎市)
	10月20日(金)	法律相談日
8月より国税局主催の講習会を行っております。場合によっては担当の職員が出張に出ている、事務所で講習会を開催する都合上、予約が受けられなかったりする可能性がございます。恐れ入りますが、ご来会の際はお電話にてご予約をお願いいたします。		

ふくおかNEWS

メール: info@aiiro-f.com

H P: https://aiiro-f.com/

Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176

当会発信専用番号:070-5416-5221

編集
後記

やっと涼しくなってきましたね～。
秋のバスハイク、今年もやります！
チラシを同封しますのでお申込み
お待ちしております。

